

地域母子保健の向上に関する対策

橋本 勢津*, 加藤 伸二**

要約： 乳幼児健康診査の大部分を市町村が担当するようになり、事後管理を要する児への対応と、医療機関委託健康診査により把握された事後管理を要する児、及びハイリスク妊婦など地域母子保健管理に対する保健所の役割を検討した。

見出し語： 1)事後管理 2)地域母子保健の組織化 3)思春期保健教育

結果・考察：

1 地域母子保健連絡協議専門部会について

乳幼児健康診査は1カ月・3～4カ月・9カ月（医療機関委託）・1歳6カ月（市町村）・3歳（保健所）と体系化され、その間に市町村主体実施の健康診査、又は相談が実施されている。

乳児1次集団健診は、殆ど市町村が主体で実施されるように急速に変化した。個別、及び集団健診の事後管理について保健所が2次機能をもって、これにあたるのが望ましいと考える。

保健所は、地域の情報、管理のシステム化を図った。

- 1) 保健所は、専門医師（小児、産科医）の協力を得て、地域母子保健協議会を設置し、地域母子保健の計画をした。 年2回開催
- 2) 事後管理を要する児の早期把握、及び詳しい情報を得るためのネットワーク体制を病院と保健所間で作った。月2回の連絡とハイリスク妊婦等は随時連絡する。
乳児の1カ月・3カ月健康診査は、保健所より医療機関委託健康診査に移り、大きな障害を有する児は、殆どここで発見される。

管理カードは保健所が設置。

- 3) 地域中核病院と、地域の小児科・産科医師の連携が必ずしも密とはいえない。また、地域全体の情報を持つ保健所と、個別の情報を持つ医師との情報交換が望まれている。

- 4) 保健所が2次機能を持つには、2次及び3次病院の専門スタッフ（小児・整形外科医師・歯科医師・PT）と保健所医師・保健婦・栄養士によるチーム編成で診断、指導をする事が必要である。

II 教育と保健所との連携

母性健全育成のため管内高等学校の依頼により、「喫煙と健康」、「母乳」、「胎児からの出発」などのテーマで講演を実施している。

社会の変化により結婚年齢、及び出産も高年齢に傾きつつあるが、母体と児の健康のために、母子ライフサイクルの重視すべき時期も教育にとり入れている。

母の出産年齢が高い程、ダウン症出生割合が高くなる。

昭和56年～昭和62年 母の年齢階級別出生数 及びダウン症出生数と母の年齢 (宮古保健所管内)

母の年齢	56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	合計
～14	—	—	—	—	—	—	—	—
15～19	13	15	15	24	14	12	20	133
20～24	278	251	246	241	213	197	170	1,792
25～29	704	624	562	529	561	505	498	4,404
30～34	389	349	365	354	372	328	290	2,784
35～39	59	66	64	65	77	86	84	573
40～44	4	10	6	10	11	11	6	71
45～49	1	—	—	1	2	1	—	6
50～	—	—	—	—	—	—	—	—
9の症児 生時母の 年齢	1名 33歳	1名 43歳	1名 43歳	1名 28歳	—	1名 42歳	1名 27歳	3名 28歳 32歳 26歳

文献：

- 1) 玉田 太郎；「高年出産と母性保健指導」 母子保健情報第16号 1988
- 2) 松本 清一；「母性教育・母性保健指導、その現状と課題」
母子保健情報第16号 1988
- 3) 本田 洋；「わが国の周産期医療の地域化について」

*岩手県宮古保健所長

**岩手県環境保健部保健予防課長



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:乳幼児健康診査の大部分を市町村が担当するようになり、事後管理を要する児への対応と、医療機関委託健康診査により把握された事後管理を要する児、及びハイリスク妊婦など地域母子保健管理に対する保健所の役割を検討した。